

最重点項目

Ⅲ 地域経済の活性化

18 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について

【内閣府】

【提案・要望事項】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

○令和6年度末に期限を迎える地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○現行制度の概要

- ・企業が本社所在地以外の地方公共団体に対し、地域再生計画に位置付けられた地方創生に資する事業に寄附を行った場合に、通常の寄附による約3割の損金算入措置に加え、令和6年度まで、法人住民税、法人事業税、法人税に係る約6割の税額控除の特例措置が講じられている。

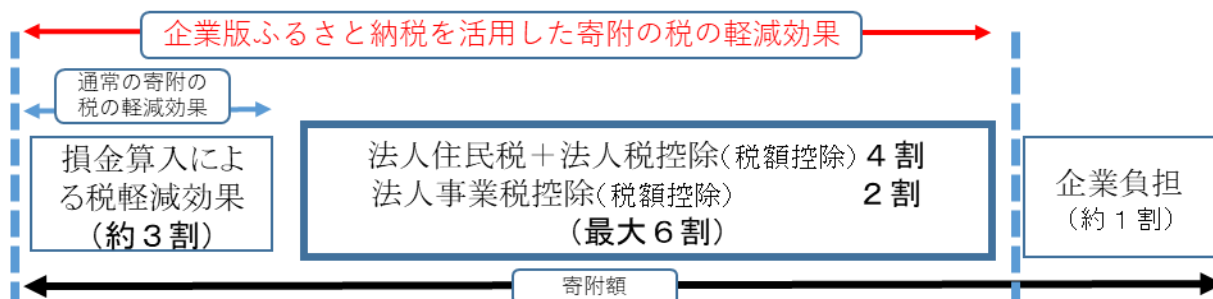
○本県における制度の活用状況

- ・本県においては、税額控除割合の拡大、地域再生計画の認定手続きの簡素化などが図られた令和2年度の国の税制改正以降、「えひめの人口減少対策総合交付金交付事業費」や「愛顔の子育て応援事業費」「若年人材育成推進事業費」など、幅広い事業に寄附をいただいております。特に近年の寄附額は、令和3年度の700万円から令和5年度には7,506万円と、2年間で10倍以上となるなど、地方創生の取組の充実・強化に大きく寄与しています。
- ・また、本制度は、社会貢献に関心を寄せる県外企業との新たなパートナーシップの構築、地域資源などを生かした新事業展開を広く発信する機会となるなど、副次的な効果も生み出していることから、地方創生の取組の更なる加速化に向け、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長が必要である。

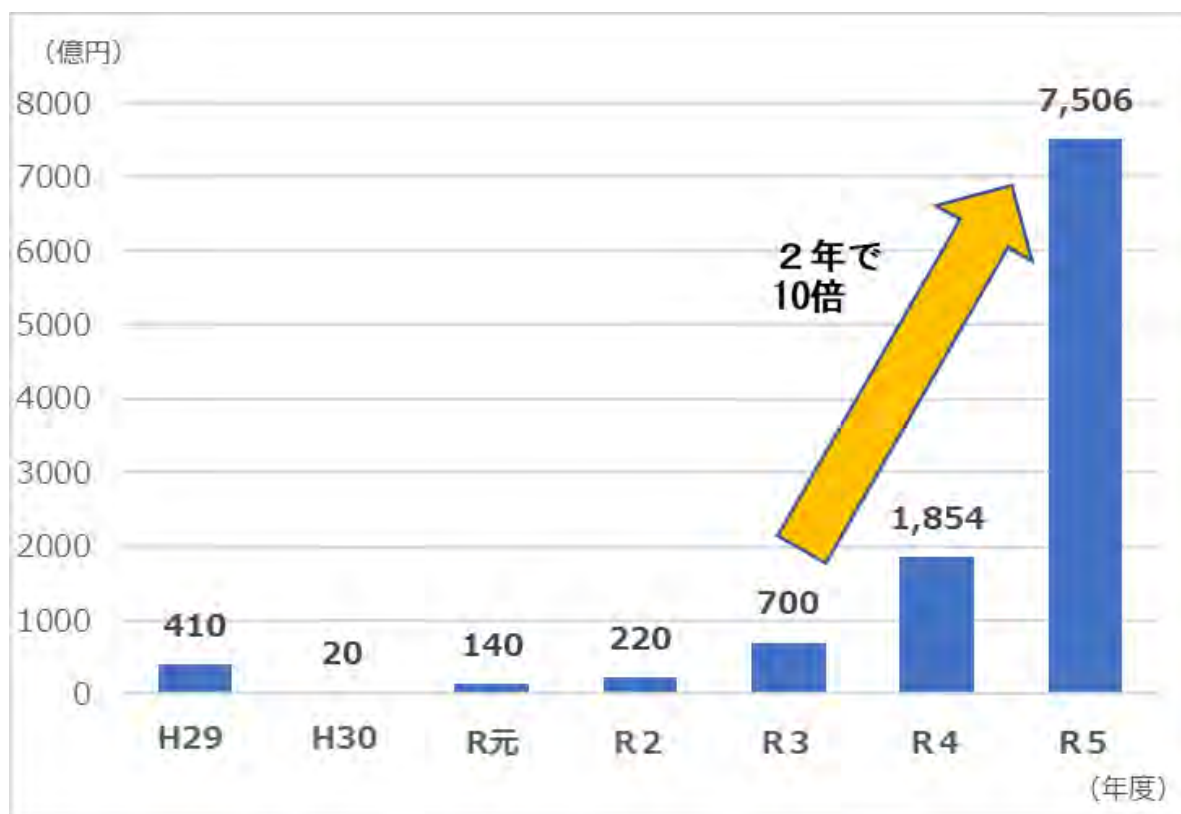
【実現後の効果】

◇本県が取組む地方創生に係る事業の充実・強化が図られるほか、県外企業との新たなパートナーシップの構築にもつながる。

○ 企業版ふるさと納税の仕組み



○ 本県への企業版ふるさと納税による寄附額



19 外国人材受入れの拡大及び円滑化に向けた支援の充実・強化について

【法務省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 地方企業及び外国人材に向けた支援の充実・強化

- 育成就労制度における転籍制限の緩和により、地方から都市部への外国人材の流出が拡大することがないように、地方の人手不足の現状に十分に配慮した支援の充実・強化を図ること。
- 日本語や各業種の専門知識の習得、生活面での支援など、帯同する家族も含めたサポート体制の一層の充実を図ること。

(2) 外国人介護人材の受け入れの円滑化

- 介護福祉士国家試験において、検討中の合否判定の仕組み変更に加え、英語等での受験を可能とするなど支援を拡充すること。
- 介護福祉士修学資金等の貸付原資について、留学生等を含めた人材確保を進めるため、安定的な貸付ができるよう十分な財源措置を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○要望の背景

- ・本県では、外国人労働者に占める技能実習生の割合が 53.1%と全国で2番目に高く、本県の地域産業にとって重要な役割を占めている。また、技能実習からの特定技能移行者の大都市圏への流出がみられ、特定技能試験合格者の就労も進んでいない。
- ・技能実習制度に代わる新たな制度では、転籍制限の緩和により、地方の外国人材が賃金の高い都市部へ流出することが懸念されるため、本県経済を支える基幹産業をはじめとする県内企業の人手不足が深刻化する可能性がある。
- ・県中小企業団体中央会や関係機関において、受入組合への研修や技能実習生への講習を行うほか、経済連携協定により来日した介護人材については学習経費を助成するなどの支援を行っている。また、ベトナムやミャンマー、カンボジア、インドネシア、インドなど実習生の送出国との関係構築にも積極的に取り組んでいる。

○施策の拡充及び地域における取組支援の必要性

- ・技能実習制度及び特定技能制度の見直しは、本県の地域産業に大きな影響を与える可能性がある。また、外国人材の都市部への流出拡大を防止する対策を講じることにより、受入事業者の懸念を払拭する必要がある。
- ・さらに、技能実習制度の適正化や実習生の失踪防止に加え安定的な外国人材の確保を図るためには、制度を所管する国が、監理団体や受入企業への指導監督のほか、地域の指導機関や組合等の主体的な取組を支援していくことが重要である。

【実現後の効果】

- ◇円滑な出入国による人手不足の解消、送出国の信頼獲得
- ◇育成就労制度及び特定技能制度の適正運用による、企業等の生産力向上

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業人材課
保健福祉部 社会医療福祉局 保健福祉課

【技能実習生の受入れ状況と外国人材受入れ適正化等への取組】

●技能実習生受入数推移（送出国別） 数値は愛媛労働局「外国人雇用状況届出状況まとめ」より

国 名	H26. 10 月末	R5. 10 月末	増減率
中国	2,497 人 (72.4%)	737 人 (11.1%)	-239%
ベトナム	461 人 (13.3%)	2,595 人 (39.1%)	+463%
フィリピン	327 人 (9.5%)	1,521 人 (22.9%)	+365%
カンボジア	20 人 (0.6%)	345 人 (5.2%)	+1625%
ミャンマー	0 人	507 人 (7.6%)	—
インドネシア	—	747 人 (11.3%)	—
その他	145 人 (4.2%)	177 人 (2.7%)	
計	3,450 人	6,629 人	+92%

中国の割合が減少し、多様化が進んでいる。
特に、平成 26 年 1 月にベトナムとの包括協定締結以降、ベトナムからの実習生が急増

●特定技能 1 号在留外国人数 3,287 人 (R5. 12 月末) 数値は出入国在留管理庁より

●経済連携協定 (E P A) による介護福祉士候補者の入国者数推移

(年度・人)

国 名	H25 まで	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計	合格者
インドネシア	14	5	5	12	11	4	0	1	0	0	52	12
フィリピン	6	2	6	8	3	3	4	0	6	5	43	4
ベトナム	—	4	0	2	0	0	0	0	0	0	6	6
合 計	20	11	11	22	14	7	4	1	6	5	101	22

●「愛媛県外国人材雇用・共生推進連絡協議会」の設置及び開催等

R 元. 5. 30 外国人材の受入れ、雇用を円滑に進めるとともに、地域住民との共生を推進するため、国の外部機関や民間団体等も加えた協議会を設置、年 2 回開催。なお、令和元年 4 月に外国人受入環境整備交付金を活用して県国際交流センターに「外国人ワンストップセンター」を開設している。

●「県外国人技能実習生受入組合協議会」による送出国との包括協定締結等

H26. 1. 13 ベトナム労働・傷病兵・社会省との間で、包括協定を締結

H28. 1. 20 ミャンマー海外人材派遣企業協会との間で、包括協定を締結

H30. 1. 15 カンボジア労働・職業訓練省との間で、包括協定を締結

R6. 1. 25 インド国家技能開発公社 (NSDC) との間で、包括協定を締結

※いずれも県と県中小企業団体中央会による経済ミッションの中で知事が調印式に立ち会い。なお、現在インドネシア南スラウェシ州及びゴロンタロ州とも人材交流の促進に向けた検討を進めている。

●県事業「外国人材受入推進事業」

①外国人材受入推進支援事業

県外国人材雇用・共生推進連絡協議会を開催するほか、県中小企業団体中央会が技能実習生受入組合・企業等を対象に実施する、適正・円滑な受入れに必要な知識やノウハウを学ぶセミナー開催に要する経費を補助する。

②外国人材日本語能力向上支援事業

県外国人技能実習生受入組合協議会が実施する技能実習生等の日本語能力試験の資格取得等に資する事業に要する経費に対して補助する。

③送出国連携強化支援事業

県外国人材雇用・共生推進連絡協議会とともに、インドネシアなどの公的機関等と現地調整を行うほか、県の取組姿勢や魅力の発信等を行う。

●県事業「外国人介護人材受入支援事業」

①外国人介護人材受入連携強化事業

愛媛県社会福祉協議会に「愛媛県外国人介護人材支援センター」を設置し、関係機関による連携会議を開催するほか、相談員による巡回相談や研修会、セミナー、交流会を開催

②外国人介護福祉士候補者 (E P A) 学習支援事業、外国人留学生介護福祉士候補者学習支援事業

受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備等への補助

③外国人介護人材マッチング支援モデル事業

中国からの留学生の受入拡大に向け、現地教育機関等と県内養成施設等のマッチングを支援

●県事業「介護福祉士修学資金等貸付事業」

県から補助を受けた愛媛県社会福祉協議会が介護福祉士の資格取得等を目指す学生（留学生含む）などを支援するため、就学資金を貸与

20 農林水産物の輸出拡大について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

農林水産物の輸出拡大や競争力強化への対策

- かんきつの輸出における障壁の緩和に向けて、対策や対象国・地域に対する働きかけを行うこと。
 - ・台湾と日本の残留農薬基準値を同レベルに設定
 - ・インドネシアが設定する残留農薬検査品目へのかんきつの追加
- 中国・韓国など関係各国に対し、水産物における輸入停止措置や放射性物質検査証明といった輸出規制の撤廃について働きかけること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○かんきつの輸出に係る障壁の緩和

- ・本県のメインターゲットである台湾では、日本で一般的に使用され栽培管理上必要な農薬について、残留農薬の基準値が設定されていないものや、日本と比べて厳しい値とされているものが多く、台湾に輸出するには、国内向け栽培とは異なる特別な栽培が必要となり、栽培・選果・輸送に係るコストが増大することから、生産者が栽培を敬遠している状況。このため、台湾の残留農薬基準が変更される、又は、日本の基準が台湾や他の国・地域の基準（国際基準）に合致する水準となることで、更なる輸出量の増加が期待できる。
- ・インドネシアでは、政府の食品安全に係る措置により、残留農薬検査を経て輸出が可能となる指定品目にかんきつが指定されておらず、現地輸入事業者等から要望があるものの、輸出ができない状況。

○水産物の輸出に係る規制の撤廃

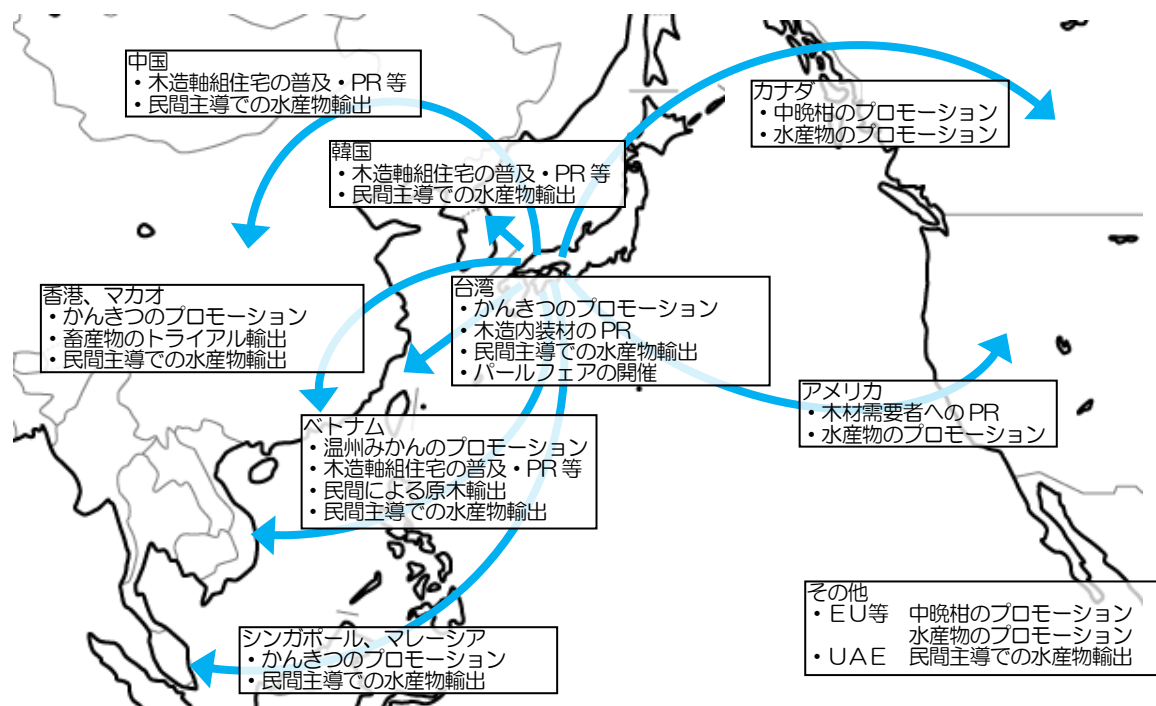
- ・中国については、ALPS 処理水の海洋放出にともなう輸入停止措置を行われており、韓国、台湾といった本県の輸出主要国においても、科学的根拠に基づかないまま、輸出の際に産地証明書や放射性物質検査証明書の発行が求められており、輸出の大きな障壁となっているばかりか、県、民間とも大きな費用負担を強いられているところ。国における規制措置撤廃に向けた関係国・地域への働きかけの更なる強化や、輸出を拡大するに当たり当該事務が継続する間は、各種証明事務等に対する支援が今後とも必要。

【実現後の効果】

- ◇県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
- ◇本県農林水産業が国内外との競争に打ち勝つよう体質を強化することにより、本県農林水産業全体の維持・発展が図られる。

県担当部署：農林水産部 農政企画局 食ブランドマーケティング課
水産局 漁政課

○愛媛県産農林水産物の輸出に係る取組



○かんきつ輸出に関する主な障壁

国・地域	現状
台湾	残留農薬基準が未設定及び日本よりも値が厳しいことから、台湾向けの特別栽培が必要で、 <u>輸出が困難</u>
インドネシア	植物検疫条件は整っているが、残留農薬検査品目リストにかんきつが掲載されていないことから、 <u>輸出不可</u>
中国	政府間の植物検疫協議が整っておらず、 <u>輸出不可</u>
タイ ニュージーランド	生産園地だけでなく生産地域の指定も必要で、 <u>輸出が極めて困難</u>
ベトナム	生産園地だけでなく緩衝地帯にもミカンバエのトラップ調査が必要であり、 <u>輸出が困難</u>
EU	残留農薬基準が日本より厳しく、かつ生産園地の登録が必要で、 <u>輸出が困難</u>

○水産物輸出に関する輸入規制等（例）

国・地域	規制内容		産地証明書等発行機関
	輸入停止	産地証明等	
韓国	福島、宮城、岩手、青森、群馬、栃木、茨城、千葉（8県）	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、 <u>愛媛</u> 、熊本、鹿児島（8都道県）	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関
中国	47都道府県	-	
台湾	-	47都道府県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉、岩手、宮城の7県は要放射性物質検査）	水産庁、一部の道県及び一部の商工会議所 ※放射性物質検査は指定の検査機関

21 アコヤガイ稚貝のへい死への対応について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

令和元年度から続くアコヤガイ稚貝のへい死への対策の継続・強化

- 遺伝的多様性に配慮しつつ、感染症、漁場環境の変動等に強い貝づくり、適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。
- 真珠母貝養殖漁場等における生産者等のへい死を軽減する取組に対する支援を行うこと。
- へい死原因の全容解明に向け、各県の調査・研究への支援を拡充するとともに、関係県と連携した調査・研究を継続して行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○アコヤガイ稚貝のへい死対策の現状

- ・令和元年夏季に、アコヤガイ稚貝の大量へい死が確認され、その後も毎年、稚貝のへい死が見られることから、将来への不安から養殖業者の生産意欲が減退するなど、今後の真珠母貝・真珠養殖業の経営及び真珠産業への重大な影響が危惧されている。
- ・へい死原因について、本県をはじめ、国、関係県の研究機関等において調査・研究が行われ、原因病原体が特定されたものの、いまだへい死原因の全容解明には至っていない。

○へい死対策の継続・強化に向けた課題

- ・令和3年度からは、国の水産防疫対策事業予算の一部が本県の原因究明に配分され、引き続き、全容解明のための試験研究に取り組んでいるところであり、支援の拡充、継続が必要である。
- ・また、生産現場から要望のある、感染症、漁場環境の変動に強い貝づくりについては、令和元年に開発した、高水温、低餌料環境下でも生残率が高く、かつ、良質の真珠を産出する貝をベースに、「感染症にも強い貝づくり」に向けて、研究開発の拡充・強化が必要である。

○へい死原因の全容解明とへい死軽減の取組

- ・感染症等に強い貝づくりとして、DNA マーカーを使って親候補を選別することで、従来法より短期間で育種する技術開発に引き続き取り組むとともに、高水温、低餌料環境下でも高生残が期待できる貝の選抜技術を現場に普及することとしている。
- ・県、真珠関係団体、大学及び市町で連携して設置した「アコヤガイへい死対策協議会」において、へい死の原因病原体の特定を受け、引き続き全容解明に向けて取り組むとともに、被害の最小化に向けた対策として、稚貝に対する人為的ストレスを軽減する手法により飼育管理を行うほか、陸上養殖による大型種苗の供給の可能性を検討している。また、飼育試験で稚貝のへい死が少ない結果が得られた漁場については、新たに漁業権を設定したほか、真珠母貝養殖漁場におけるへい死軽減の取組を今後も継続して実施していく。

【実現後の効果】

- ◇真珠母貝・真珠養殖業が持続・発展することにより、本県水産業全体の振興が図られる。
- ◇関係県に稚貝を安定的に供給することにより、我が国水産業全体の振興が図られる。

県担当部署：農林水産部 水産局 水産課

22 松山空港の機能拡充について

[1] ターミナル地域の整備促進

【国土交通省】

【提案・要望事項】

ターミナル地域の整備促進

○松山空港の受入環境を充実・強化するため、国際線旅客ビル整備（第2段階）に向け、ターミナル地域の整備促進を図ること。

・ 庁舎管制塔の移転や構内道路及び駐車場の整備促進

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○松山空港のコロナ禍前の状況と将来ビジョン

- ・松山空港は、平成30年度に利用者数が312万人に達するなど中四国屈指の空港であるが、駐機スポット数が6つと近隣の同規模空港に比べて少なく、朝夕の時間帯を中心に空きがないため、国際線優先のスポットを国内線も使用せざるを得ないなど、空港全体としてスポット運用に余裕がない状況であった。
- ・そこで、県では、令和2年に設置した「松山空港将来ビジョン検討会」において、中長期的な視点のもと、将来の松山空港のあり方を検討し、令和16年度の年間利用者数387万人という目標案を提示するとともに、現在の国際線旅客ビルの西側へ段階的に整備を行う将来配置計画案を策定した。

○駐機スポット、国際線旅客ビルの整備

- ・このような状況から、駐機スポットの増設については、国において令和2年度に事業着手いただき、昨年、供用開始したところであり、国際線旅客ビル本体についても、松山空港ビル㈱が令和6年4月に第1段階拡張部を供用開始した。
- ・新たな駐機スポットや旅客ビルを最大限活用するとともに、国際線の誘致活動に知事のトップセールス等に取り組むことで、利用者数の目標案の達成を図り、本県経済を更なる成長軌道に押し上げていくためには、国際線旅客ビルの第2段階整備が必要不可欠となっている。

○ターミナル地域の整備促進

- ・国におかれては、昨年度、スポットの増設や国際線旅客ビル整備（第1段階）に御尽力いただいたところであり、引き続き、国際線旅客ビル整備（第2段階）に向け、庁舎管制塔の移転や構内道路の移設や国際線を含めた今後の空港利用者数増加に対応する駐車場整備など、松山空港ターミナル地域の更なる整備促進が望まれる。

【実現後の効果】

◇今後増加する空港利用者への適切な対応が可能になるとともに、航空ネットワークの拡充による本県経済の活性化に資する。

22 松山空港の機能拡充について

[2] 空港受入体制の充実・強化

【財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) C I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の充実・強化

○国際線利用者の入出国審査待ち時間の短縮を図るため、人員の増強等を進めること。

- ・ 入国審査官等の増員
- ・ 顔認証ゲート導入空港の拡大

(2) 空港業務体制強化に向けた支援の継続

○空港関連事業者の人材確保や処遇改善に向けた支援を継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○C I Q体制強化の必要性

- ・ 新型コロナウイルスに伴う水際措置の終了により、訪日外国人旅行者が増加し、松山空港においても、ソウル線のデیلیー化、台北線の再開に加え、新たに釜山線が就航するなど、国際線では過去最多となる週 12 便が運航中。
- ・ これにより、令和 5 年度の国際線利用者数は、コロナ前を大きく上回る 13.6 万人となった。
- ・ 引き続き県では路線誘致活動を積極的に展開する方針であり、訪日外国人旅行者の更なる増加を見据えた C I Q 機関の審査能力の向上が不可欠。
- ・ あわせて、7 空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、福岡、那覇）で運用中の顔認証ゲートを地方空港にも拡大することで、日本人を中心に国際線利用者の更なる利便性向上につながる。

○空港関連事業者の人材確保支援

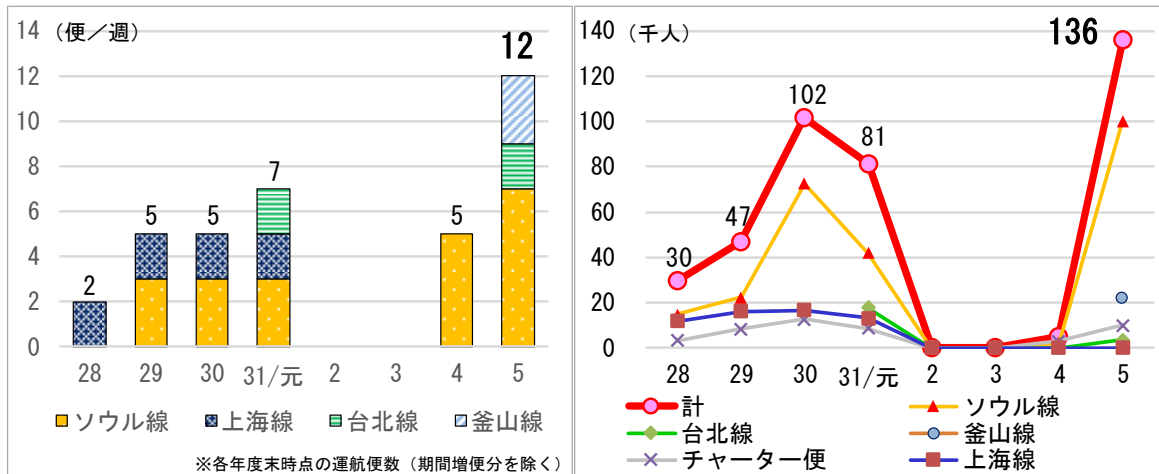
- ・ 航空機の運航に不可欠なグランドハンドリングや保安検査等を担う空港関連事業者の人員不足が続いており、国際線の維持・拡充のボトルネックとなっているため、本県においても空港関連事業者の人材確保や処遇改善を図る環境整備支援を実施。
- ・ また、国の令和 5 年度補正予算で、空港業務体制強化支援事業が実施されているが、空港受入体制が正常化するまでの間、継続的な国の支援が不可欠。

【実現後の効果】

- ◇ 訪日外国人旅行者を中心とした国際線利用者の利便性向上
- ◇ 国際線の更なる拡充（既存路線の増便・新規路線の就航）

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

1 松山空港国際線の運航状況と利用者数



2 近隣空港の国際線利用者数

空港	平成30年度	令和元年度	令和5年度
松山空港	10.2万人	8.1万人	13.6万人
広島空港	35.4万人	30.6万人	13.7万人
高松空港	32.2万人	28.9万人	20.1万人 (香港線除く)
大分空港	13.7万人	5.1万人	—
宮崎空港	14.1万人	7.2万人	—

※広島空港及び高松空港の令和5年度実績は2月末までの累計

3 松山空港のC I Q機関概要

手続き	税 関 (Customs)	出入国管理 (Immigration)	検疫 (Quarantine)		
			人・機体	植物	動物
所管官庁	財務省	法務省	厚生労働省	農林水産省	農林水産省
松山空港 対応機関	神戸税関 松山税関支署	高松出入国 在留管理局 松山出張所	広島検疫所 松山出張所	神戸植物 防疫所 松山出張所	動物検疫所 小松島出張所 (高松空港分室)
空港での 対応人数	6～7名	4～5名	2名	1名	1名

(参考) 入出国関連機器について

(1) バイオカート



〔導入の目的〕

訪日外国人旅行者の入国待ち時間を活用して、指紋や顔写真等の個人識別情報を取得することで、待ち時間を2/3程度に短縮する。

〔導入済空港〕

18空港（新千歳、旭川、羽田、成田、小松、静岡、中部、関西、広島、高松、福岡、北九州、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇）

※松山空港へは令和6年夏に導入される予定

(2) 顔認証ゲート



〔導入の目的〕

日本人の出入国手続の無人化を進め、入国審査官を外国人旅行者の審査に充てることで、出入国手続全体の円滑化を図る。

〔導入済空港〕

7空港（成田、羽田、中部、関西、福岡、新千歳、那覇）

※現時点では主要空港のみに導入する方針

22 松山空港の機能拡充について

[3] 進入管制空域の返還

【国土交通省】

【提案・要望事項】

進入管制空域の返還

○米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について、米国に強く要求すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○米軍岩国基地による管制

- ・松山空港においては、日米安全保障条約に基づき、航空機の安全な離発着に不可欠な進入管制空域及び進入管制業務が米軍岩国基地の管理下にあるため、高度 900m から 4,500m までを米軍岩国基地が管制し、その上下の空域は日本側が管制するという複雑な空域利用を強いられている。

○米軍進入管制権の状況

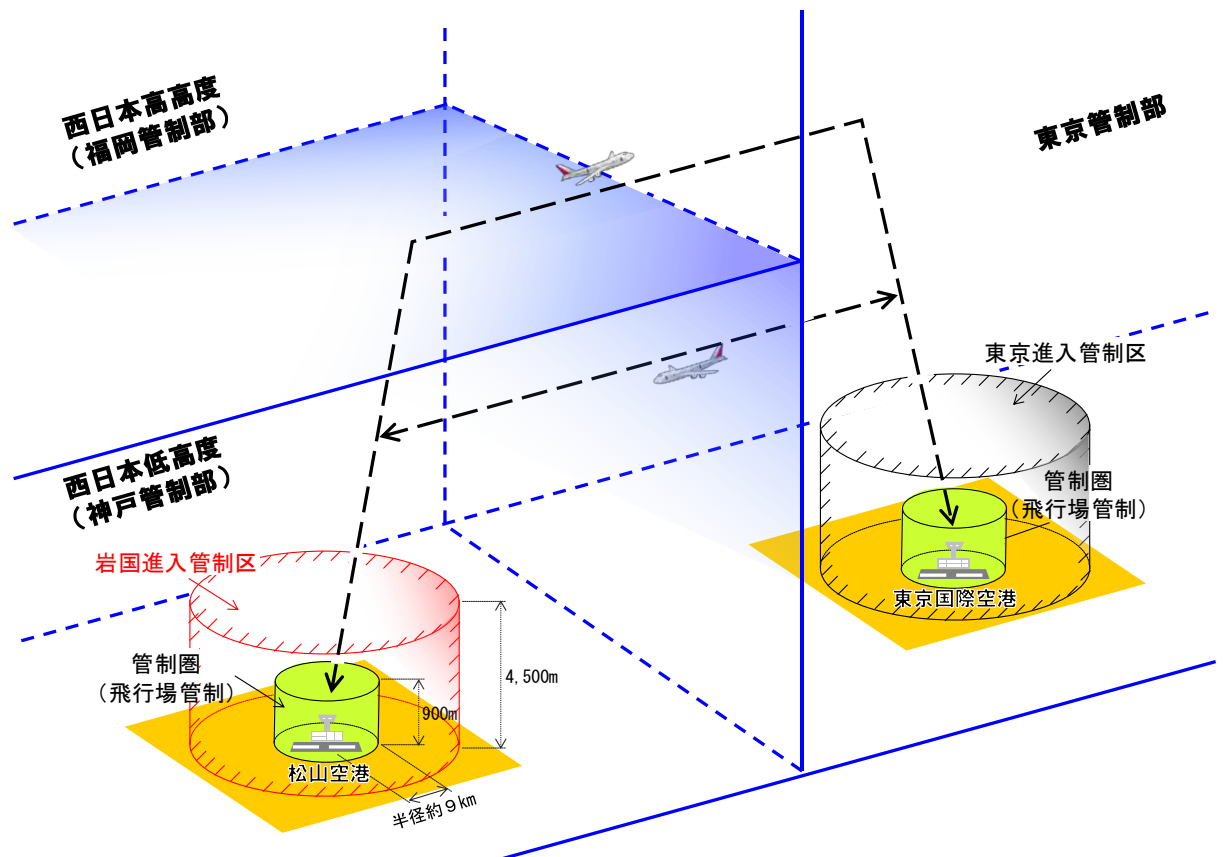
- ・沖縄の進入管制空域が、平成 22 年 3 月 31 日に返還され、軍民共用空港を除く民間空港で米軍が進入管制権を握るのは松山空港のみとなっている。
- ・岩国飛行場は、平成 24 年 12 月より軍民共用空港となり、民間航空機の進入管制業務も米軍が管理しているため、松山空港の進入管制権の返還が一層困難な状況となっている。
- ・日米両政府が合意した「在日米軍再編実施のためのロードマップ」に示された厚木基地の空母艦載機などの岩国基地への移駐が平成 30 年 3 月に完了し、進入管制空域の返還は一層困難な状況となっている。

【実現後の効果】

◇日本側が一元的に航空管制を行うことで、常時、民間航空機の効率的な運航が可能

管制区及び管制圏の構成

(松山 ⇒ 東京の場合)



航空交通管制圏

飛行場上空を管制

松山の場合、空港事務所の管制タワーで行う。

上空 900m (3,000 フィート)、半径 9 km の範囲

進入管制区

管制圏（飛行場管制）と航空路をつなぎ、両者間の出入りを管制

一般空港では、飛行場自前もしくは他官署のレーダーで行っている。

※ 松山空港の場合、米軍岩国基地で実施

航空交通管制区

航空路の航空機を管制

札幌、東京、福岡、神戸の 4 管制部で行う。

23 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充

○訪日誘客支援空港への支援を早期に再開するとともに、新型コロナに伴う運休路線の再開便への支援期間を延長するなど支援内容を拡充すること。

現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○コロナ禍前の状況

- ・国は、訪日外国人旅行者の拡大を図るため、平成 29 年 7 月、松山空港を含む全国 27 の地方空港を訪日誘客支援空港に認定。新規就航や増便に係る着陸料軽減や空港施設使用料補助等を実施し、地方空港への国際線就航を強力に推進。
- ・本県でも国際線の拡充に積極的に取り組んだ結果、平成 30 年度に初めて松山空港の国際線利用者が 10 万人を達成。外国人延べ宿泊客数も 20 万人を突破したほか、令和元年度には国際線の 3 路線体制（上海、ソウル、台北）を実現。
- ・一層の路線拡充に向け、国際線スポット増設や国際線旅客ビル拡張に取り組む中、コロナ禍の影響により、国際線全便で運休が長期化。

○松山空港国際線の現況

- ・水際対策の大幅な緩和以降、松山空港でも令和 5 年 3 月末にソウル線が再開し、同年 10 月末にデیلیー化。11 月の釜山線の新規就航に加え、本年 3 月には台北線の運航が再開。さらに、令和 4 年 8 月にベトナムの航空会社と定期路線就航に関する覚書を締結し、チャーター便の運航など、新規就航に向けた取組を進めている。
- ・また、国際線スポット増設や国際線旅客ビル拡張も本年 3 月までに完了したところ。

○支援の必要性

- ・このような中、国からグラハン対策に注力するため、今年度は訪日誘客支援空港に対する支援を実施しない方針が示された。
- ・コロナ後、特に地方空港では、グラハン料金の高騰等により航空会社の負担が増加しているため、その軽減を図り、運航再開、再開後の安定運航、さらには新規就航につながる事が重要。
- ・このため、訪日誘客支援空港に対する支援を早急に再開するとともに、新規就航や増便はもとより、運航再開便についても支援期間を延長するなど、地域活性化の核となる国際線の安定運航や路線の拡充に向けた国の支援が不可欠。

【実現後の効果】

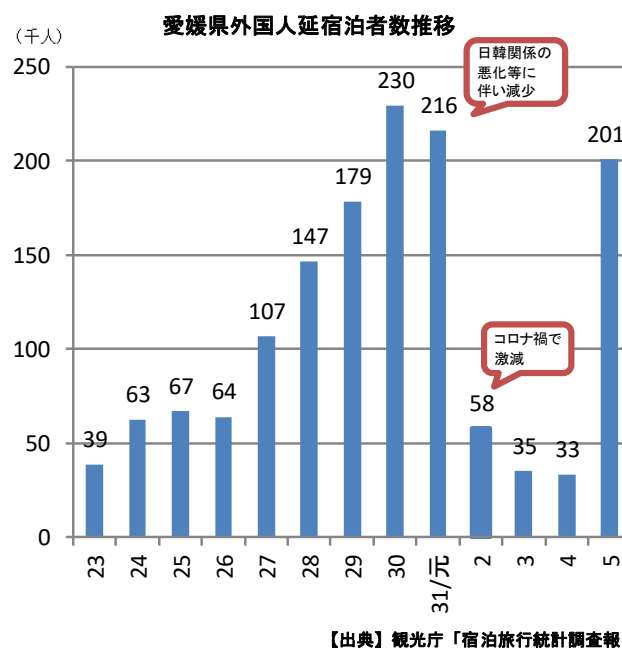
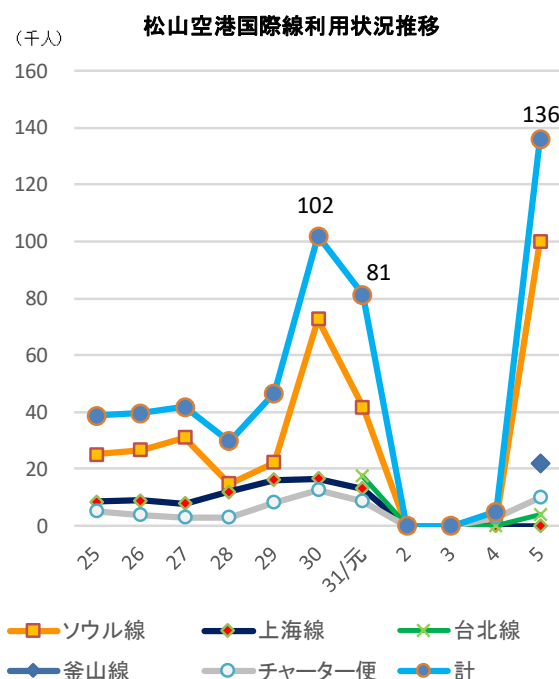
◇松山空港国際線全線の早期再開、増便や新規就航の促進による地域活性化

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

1 松山空港国際線就航状況

路線	運航開始日	運航会社	便数	運航曜日
ソウル線	[就航]H29. 11. 2 [運休]R2. 3. 9 [再開]R5. 3. 26	チェジュ航空	7便/週	毎日
台北線	[就航]R元. 7. 18 [運休]R2. 2. 27 [再開]R6. 3. 6	エバー航空	2便/週	水・日
釜山線	[就航]R5. 11. 10	エアプサン	3便/週	水・金・日
上海線 (運休中)	[就航]H16. 7. 15 [運休]R2. 2. 1	中国東方航空	2便/週	月・金

2 松山空港国際線利用状況及び愛媛県外国人延宿泊者数



【出典】観光庁「宿泊旅行統計調査報

路線によって回復状況の差が大きく、
コロナ禍以前の状況に回復するためにはまだ一定の期間が必要

3 松山空港＜訪日誘客支援空港（区分2）＞に対する国の支援（現状）

令和5年度

令和6年度

	定期航空路線 (新規・増便)	チャーター便	運航再開路線
着陸料	着陸料の全額免除 (新規就航・増便した日から最大3年間)		着陸料の全額免除 (支援開始日から原則6か月間)
空港施設 使用料	平成29年以降に新規就航又は増便した国際線に 係る空港施設使用料等の1/3補助		空港施設使用料等の 1/3補助 (支援開始日から原則6か月間)



支援なし

24 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

- 四国が誇るべき四国遍路は、四国4県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取組や機運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- 札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び一層の重点的な予算配分、もしくは新たな財政支援制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○世界遺産登録に向けた取組

- ・四国遍路は、点在する多数の霊場と遍路道等からなる周回巡礼であり、巡礼者はもとより、地域住民もお接待での功德を得る構造を生むことで、近世日本での広域救済の場として機能した。四国遍路は今もその伝統を良好に伝え、多様な個人を救済する前近代の社会構造の証拠として、世界遺産にふさわしいものである。
- ・平成19年には四国4県及び58市町村が共同で国に提案し、世界遺産暫定一覧表記載候補の中で最上位の「カテゴリーⅠa」の評価を受け、平成22年には、産官学民が参画する「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。
- ・平成28年にも、4県知事や協議会会長等が暫定一覧表への記載を求める提案書を提出しており、国の示す課題の解決のため、札所と遍路道の文化財指定を迅速に進めながら、国内外の同種資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値の証明の理論構築に取り組んでいる。
- ・他方、国では令和3年3月に、世界文化遺産の今後の在り方を議論し、暫定一覧表の見直しに係る具体的な議論を進める方針を示したほか、暫定一覧表記載の文化遺産が5件まで減少したことから、継続的な世界遺産登録のため、現在、暫定一覧表見直しの検討が進められている。



○県内の取組

- ・史跡：伊予遍路道〔観自在寺道（愛南町）稲荷神社境内及び龍光寺境内、仏木寺道、明石寺道（以上、宇和島市）明石寺境内（西予市）大寶寺道（西予市・大洲市・久万高原町）大寶寺境内、岩屋寺道、岩屋寺境内、浄瑠璃寺道（以上、久万高原町）浄瑠璃寺境内、八坂寺境内、浄土寺境内（以上、松山市）横峰寺道、横峰寺境内（以上、西条市）三角寺奥之院道（四国中央市）〕
八幡浜街道〔笠置峠越（八幡浜市・西予市） 夜昼峠越（八幡浜市・大洲市）〕
- ・名勝：星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）（西条市）

【実現後の効果】

- ◇地域住民にとって、四国遍路が地元の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代へ着実に継承する契機となる。

県担当部署：観光スポーツ文化部 文化局 まなび推進課
教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

○これまでの経緯

H19：四国4県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案

H20：文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」

H22：「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会※設立

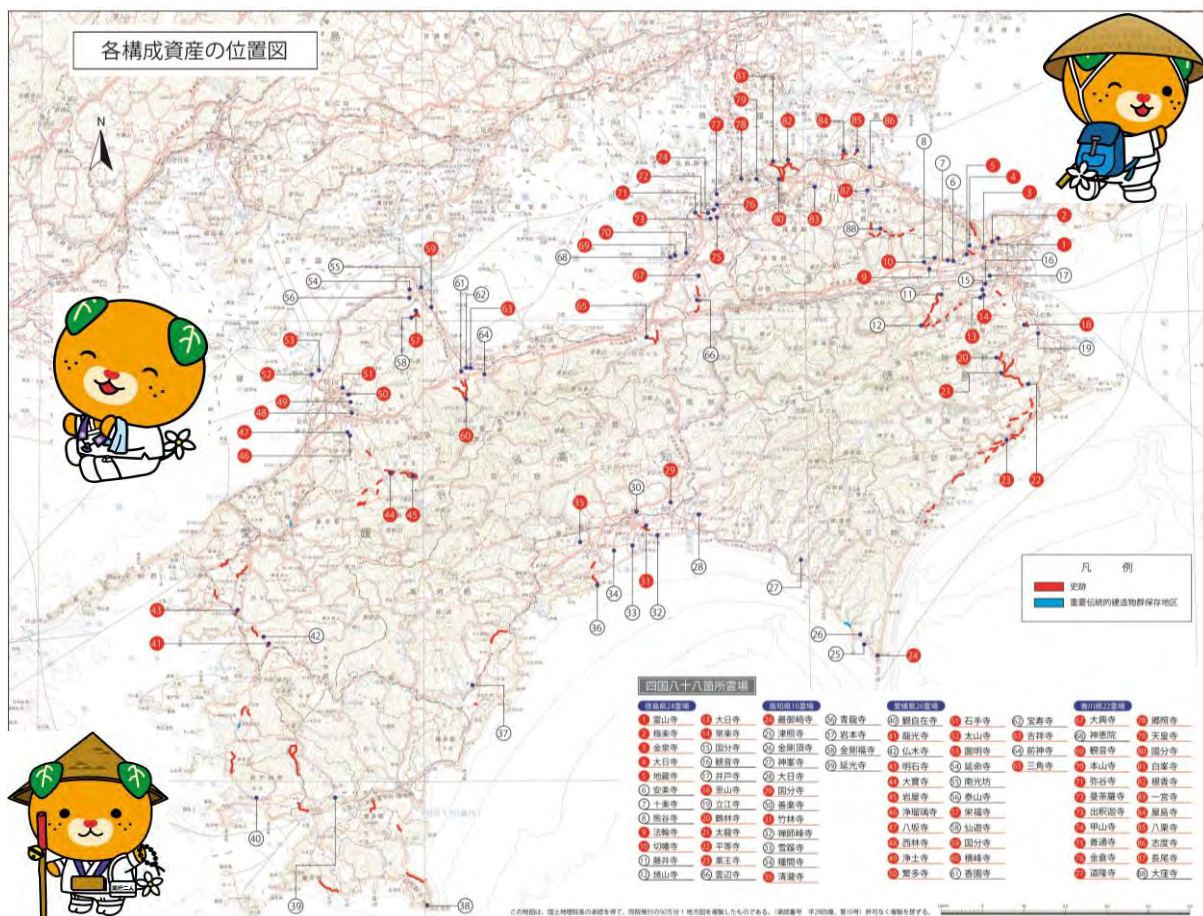
※四国遍路世界遺産登録推進協議会に名称変更（R3.4）

H28：4県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出

H29：資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出

R3：文化審議会による「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」第一次答申

○四国遍路の概要



○本県の史跡・名勝（抜粋）



観自在寺道
（愛南町）

稲荷神社境内及び龍
光寺境内（宇和島市）

仙木寺道
（宇和島市）

明石寺境内
（西予市）

大寶寺道
（西予市・久万高原町）

岩屋寺境内
（久万高原町）



浄土寺境内
（松山市）



横峰寺道
（西条市）



三角寺奥之院道
（四国中央市）



八幡浜街道夜屋峠越
（八幡浜市・大洲市）



星ヶ森〔横峰寺石鎚山遥拝所〕
（西条市）

最重点項目

IV デジタル技術の活用

25 地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援について

【内閣府・経済産業省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 産業DXを支えるデジタル人材の育成・確保への支援

○県内産業全体のDX推進及びIT産業の振興等により県民所得の向上を図るため、産学官の連携によるデジタル人材の育成・確保に係る県独自の取組に対して、財源確保を含め、国において必要な支援を講じること。

(2) フリーランス等で稼げる多様なデジタル人材育成への支援

○フリーランスや副業・兼業といった多様な働き方の実現に向け、デジタルスキルの習得により、リモートワーク等で稼げるデジタル人材を育成する取組等への支援の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○産業DXを支えるデジタル人材の育成・確保への支援

- ・県民所得（県内総生産）の向上を実現するためには、産学官が連携して付加価値率の高いIT産業の重点的振興と生産性向上など県内産業全体のDX推進、加えて県外のIT企業誘致を強化していく必要がある。
- ・しかしながら、県内IT企業では大幅に人員が不足しており、デジタルを活用してビジネス変革を進めることができる人材についても不足していることから、えひめ版DX実行プランに基づく施策を展開するとともに、県内大学と連携し、県内産業の求めるデジタル人材のニーズや課題等を踏まえ、地域で活躍でき、かつDX推進の基盤となるデジタル人材の育成・確保に取り組んでいる。

○フリーランス等で稼げる多様なデジタル人材育成への支援

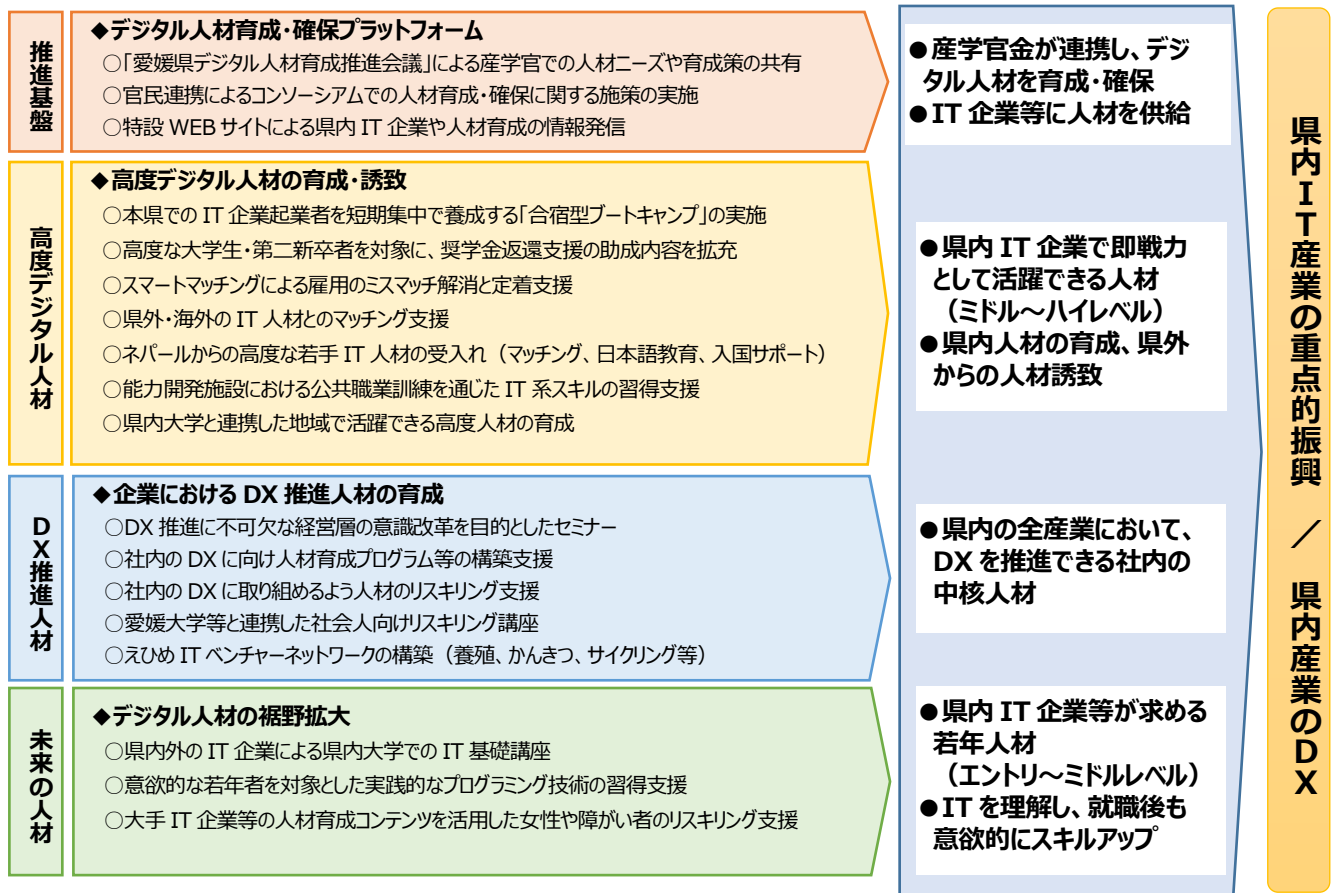
- ・デジタル関連市場の急速な発展を背景に、デジタルスキルを持つ人材の需要が増大するとともに、テレワークを活用した時間や場所にとらわれない自由な働き方の広がりにより、専門性の高いデジタルスキルを活用して、フリーランスや副業、兼業で収入を得る人が増加している。
- ・本県では、こうした環境の変化をいち早く捉え、将来にわたり「稼ぐデジタル人材」をコンセプトに、若者や女性等の多様な人材がWeb3.0技術やRPA等、将来性のある様々なデジタル技術を習得することにより、フリーランスや副業、兼業で活躍できる人材を育成する未来デジタルキャリア獲得促進事業に取り組んでいるところであり、地方に居ながらテレワークで首都圏等から高単価の仕事を得る仕組みを構築することで、様々なライフスタイルに適した働き方による、女性の活躍推進や地域経済の活性化につなげることとしている。

【実現後の効果】

- ◇2030年度までに1万人のデジタル人材を育成・確保する目標の達成
- ◇女性の活躍推進、若年者の県外流出抑制、地域経済の活性化

県担当部署：企画振興部 デジタル戦略局 デジタルシフト推進課
経済労働部 産業支援局 産業人材課

◆えひめ版DX実行プランに基づく人材育成・確保の取組

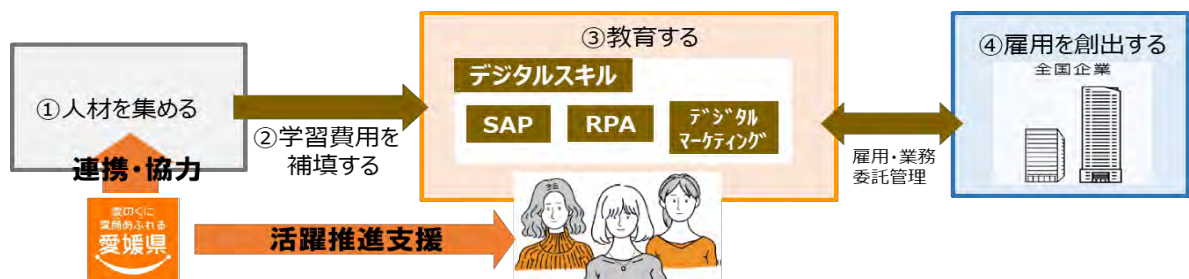


〈愛媛でじたる女子プロジェクトの概要〉

（実施主体）でじたる女子活躍推進コンソーシアム（代表者：(株)MAIA 代表取締役）

（事業内容）①県内女性を対象に、e ラーニングによるデジタル技術のリスキング

②研修修了者に首都圏等の企業の業務案件を紹介し、仲介企業の伴走支援の下、複数人がテレワークで従事（ワークシェアリング型 OJT）



〈Web3.0 人材育成のイメージ〉

2023年（1年目）のミッション

- ・Web3.0分野の基礎的な知識や考え方を学ぶ講座とコミュニティの組成
- ・20名の人材を輩出
- ・次年度の講座で実践的なスキルを育成
- ・オンライン、リアルコミュニティを形成し、Web3.0における県内の機運を醸成

2024年（2年目）のミッション

- ・スキームの改善とVR/AR等の実践講座の実施
- ・30名のWeb3.0人材を新たに輩出する。
- ・メタバース等、Web3.0の様々な市場において、育成した人材が制作した成果物を売買する

2025年（3年目）のミッション

- ・50名のWeb3.0人材を新たに輩出し、様々なプラットフォームで活躍する人材を育成
- ・Web3.0分野で既存ビジネスを展開し、愛媛県のマーケットにおいて、様々な産業において収益をあげるスキームを構築する

3年間で
Web3.0人材を
100人育成

副業・複業にて
所得を増加

県内産業の新たな
販売ルートを構築

26 DXの推進を通じた地域経済活性化や諸課題解決に向けた支援の充実について

【経済産業省（中小企業庁）・国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 中小企業等の産業DX推進への支援

○産業競争力の強化、地域経済の活性化を推進するための県内中小企業のDX推進に係る本県独自の取組に対して、財源確保を含め、国において必要な措置を講じること。

(2) DX推進を通じた地域インフラが直面する課題の解決

○激甚化・頻発化する災害への対応、施設の老朽化、担い手の減少など、地域の経済活動を支えるインフラが直面する諸課題の解決に向けて、DXの推進を一層加速させ、小規模事業者等であっても実装可能なICTの研究・開発や提供などを行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○現状と課題

- ・民間調査によると、企業のDXへの取組状況については、6割強の中小企業はデジタル化・DXが全くの未着手、もしくは一部業務のデジタル化にとどまるなど道半ばであり、県内企業の大半を中小企業が占める本県においても同様の状況と推察。
- ・コロナ禍におけるデジタル技術の浸透が加速する中、企業が競争力を維持・強化し、地域経済の活性化を推進していくためには、新しいビジネスモデルを構築し、高い付加価値の創出、生産性の向上を図ることにより、競争上の優位性を確立するDXの推進に取り組んでいくことが必須。加えて、DXは人口減少に伴う労働力不足への対応策としても重要であることから、県内産業のDX推進は喫緊の課題となっている。
- ・激甚化・頻発化する災害への対応、急速に拡大する施設の老朽化、担い手の減少などインフラが直面する諸課題の解決に向けては、建設業の生産性向上が必要であり、小規模事業者等であっても実装可能なICTの研究・開発などインフラ分野におけるDXの推進が不可欠である。

○県内の取組

- ・デジタル技術とデータを活用して社会経済の仕組みを再構築するDXを実行する「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」に基づき、県内大学や育成したデジタル人材を基盤とした県内産業のDXを力強く推進していく。

<県内中小企業等の産業DX推進のための主な方策>

- ・DX実装のフラッグシップモデルの創出
- ・DX導入に向けた課題解決支援
- ・インフラ分野におけるDXの推進

中小企業の建設工事におけるICTの普及拡大に向けた小規模工事への導入及びBIM/CIMの導入等3Dデータ活用の検討。

【実現後の効果】

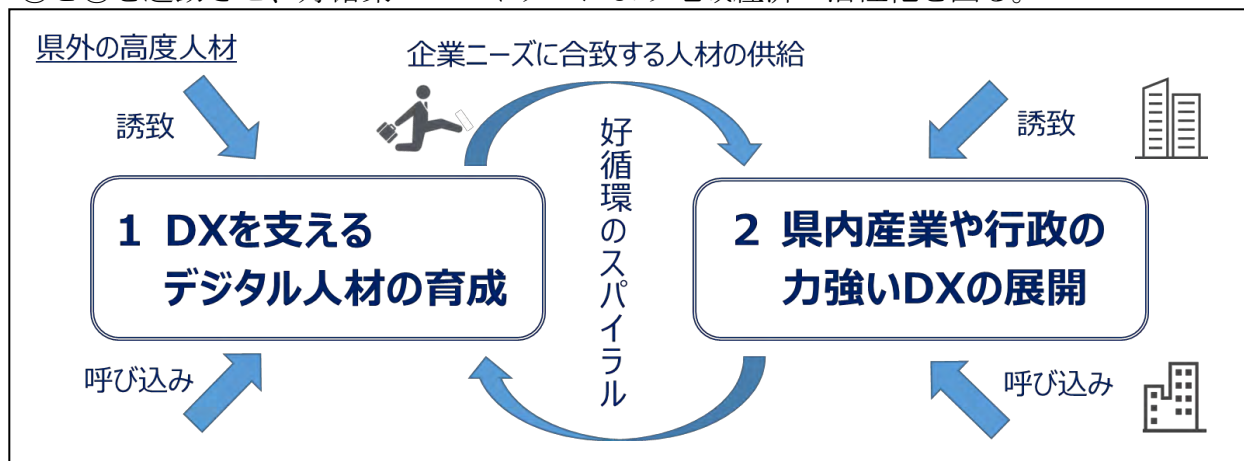
◇えひめ版DX実行プランに基づき県内産業の競争力・収益力の強化を図り、県内総生産を増大させることで、2030年度までに、県民所得を300万円まで引き上げるとともに、1万人のデジタル人材を育成・確保する。

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課
土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室

◆あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン

【基本的方向性】

- ①産学官の連携により優れたデジタル人材の育成・誘致に取り組む。
- ②県内産業のDXを力強く推進し、さらに県外IT企業の誘致を強化する。
- ①と②を連動させ、好循環のスパイラルにより地域経済の活性化を図る。



【インフラ分野におけるDXの推進】

- ・地域の守り手である小規模事業者の建設工事におけるICTの普及拡大。及びBIM/CIMの導入等3Dデータ活用の検討。

↓

これらを連動させて

- ・生産性の向上・作業の効率化
- ・週休2日確保・働き方改革
- ・地域の守り手である地方の小規模事業者（建設業者）の担い手確保の推進を図る。

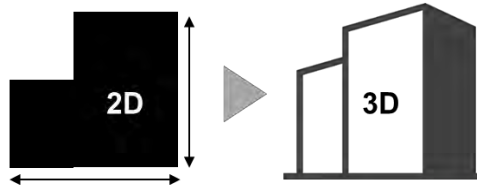
インフラ分野におけるDXの推進

ICT施工の普及拡大



工事現場での生産性向上で3Kから新3Kへ
 ▶ **建設業の担い手確保**

BIM/CIMの活用



3Dモデルでの可視化による関係者説明の円滑化
 ▶ **合意形成の迅速化** **住民サービスの向上**

27 次世代のデジタル人材を育む教育DXの推進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 「GIGAスクール構想」の更なる推進

- 「GIGAスクール構想」を更に推進するため、高校における端末更新時の費用や保守管理経費等のランニングコスト、通信量の増加に対応した設備増強等に対する補助制度を構築するとともに、保護者負担の通信費に対する財政支援を充実すること。

(2) 教育DXを支えるICT環境の充実

- デジタル・理数分野の履修を促進するため、ICTを活用した文理横断的・探究的な学習環境の整備に対する継続的で十分な財政支援を行うこと。
- 義務教育課程における全教科でのデジタル教科書の無償供与を行うこと。
- 授業等でのICT機器の効果的な活用のため、ICT支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。

(3) 県独自のCBTシステムへの財政支援等

- CBTシステムを令和の教育のスタンダードなものと捉え、本県独自のシステムのランニングコストやバージョンアップに対する財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○「GIGAスクール構想」の更なる推進

- ・教育のICT活用は学びのスタンダードであり、1人1台端末は小・中・高一貫して学びに不可欠なツールであるが、高額な端末整備・更新経費や通信環境のない家庭への通信環境整備に係る費用の負担を家庭に求めることは困難であり、財政力による地域格差が生じることのないよう、高校まで国の支援が必要である。また、教育DXが進む中、1人1台端末の整備に伴う通信量の増加に対応できる通信設備の増強が不可欠である。

○教育DXを支えるICT環境の充実

- ・デジタル等の成長分野を支える人材の育成には、ハイスペックPCや3Dプリンタ等のICT機器や理数教育設備を活用した文理横断的・探究的な学びの環境整備を継続的に強化する必要がある、高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）の継続や内容の拡充が不可欠である。
- ・ICT教育の効果を高めるには、質の高い豊富なデジタル教材の活用や、機器の円滑な活用を支援するICT支援員の配置拡充が不可欠である。

○県独自のCBTシステムへの財政支援等

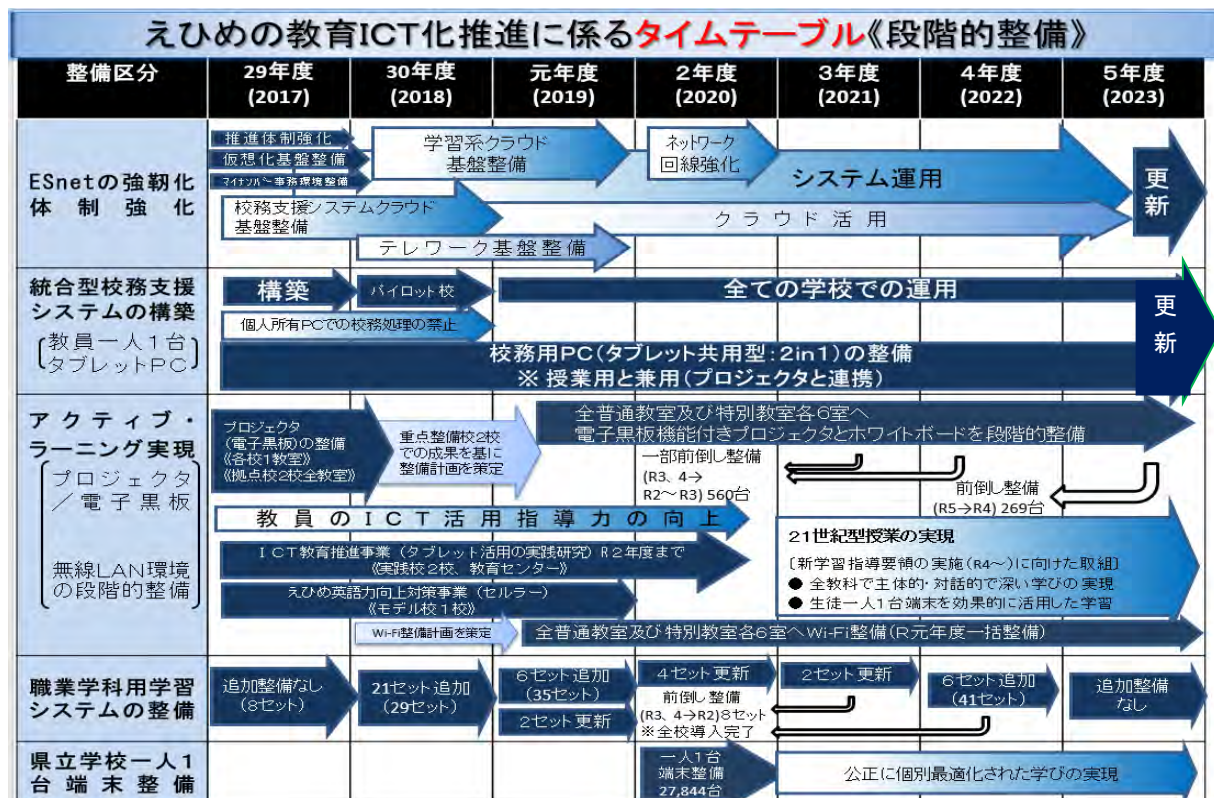
- ・CBTシステムは、評価や課題分析等を通じて学びの質の向上と教員の負担軽減に大きく寄与するものであり、全国の学校での日常的な活用につながるよう県独自の取組に対する支援が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備の一層の進捗
- ◇児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

【県立学校整備計画】



【えひめ ICT 学習支援システム】

1 コンセプト

児童生徒 学習の成果と課題の早期把握による「個別最適な学び」の実現
教員 採点・集計業務の自動化による「業務負担軽減」の達成

2 システムの概要

(1) CBTシステム

県独自の学力調査及び県内の全ての公立学校(小・中・高・特)の定期テスト・ドリル等をコンピュータ上で実施するためのシステム

(2) 調査結果分析システム

CBTシステムと連動し、瞬時に採点・集計し、成果や課題を多角的に分析することができるシステム

3 システム画面



テストやドリルの一覧表示



アシスト機能



数式モード、化学式モード、予測変換停止機能
学年別漢字限定機能、不快語除去機能 等を搭載

4 新機能追加

	機能の名称	内 容	効 果
低 位 層 への配慮	誤答再チャレンジ機能	誤答後も再度解答が可能 例:1回目での正答2点 2回目での正答1点 等	<u>「分かる、できる」 を実感</u>
	ヒント機能	正答を導く過程を表示	
上 位 層 への配慮	タイムトライアル機能	調査開始から終了までの解答時間 を表示	<u>「より上を目指す 楽しさ」を実感</u>
	満点者ランキング表示機能	満点者限定の順位を表示 例:A(10%) B(30%) C(60%)	
全ての 児童生徒	アダプティブ機能	児童生徒の解答内容によって 次の問題が変化	個別最適な学び の更なる推進

最重点項目

V 持続可能な社会の実現

28 海洋ごみ対策について

【環境省・農林水産省・国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 海洋ごみの総量把握や効率的・効果的な回収、処理再生技術の開発

○海洋ごみの総量及び陸域からの流入量を把握し、マイクロプラスチックに関する調査研究を進展させるとともに、効率的・効果的な海洋ごみの回収技術や大型漁具等処理困難物の処理・再生技術の開発を行うこと。

(2) 十分な予算確保や地域が活用しやすい制度の創設

○海洋ごみの回収・処理を継続的に実施するための十分な予算を確保するとともに、国土交通省、農林水産省においては、災害時の補助制度だけでなく、海岸管理者等が平時から活用できる制度を創設すること。

(3) 海洋ごみの原因となる川ごみ等の回収・処理支援の新たな制度の創設

○プラスチックごみ等の陸域からの流入防止のため、川ごみ等の回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○海洋ごみ対策の必要性

- ・全国第5位の海岸線の長さを誇る海洋水産県である本県にとって、瀬戸内海の豊かな自然と共生し、多くの恵みを享受しつつ次世代に継承するためには、海洋環境の保全・再生の施策として海洋ごみ対策は重要である。
- ・海流・潮流や風などにより県境を越えて移動する海洋ごみは、漂着地点の都道府県民等が原因者となったものとは限らず、国が責任を持って取り組むべき広域的な問題である。
- ・海洋ごみは、長期間にわたり継続的に回収・処理を実施するとともに、不法投棄防止対策を含めた発生抑制や啓発・環境教育の充実等が必要であり、全国知事会等では全額国庫負担の要望がなされていることも踏まえ、地域の実情に応じた適切な対策が進められるよう国における財政支援が不可欠である。
- ・また、海洋ごみの総量及び陸域からの流入量の把握とともに、効率的・効果的な回収・処理のための技術開発が必要である。

○本県の海洋ごみ対策の取組

- ・航空機等による県内全海岸線の漂着ごみスポット調査や河川から海へのごみ流入量調査等の調査分析を行うとともに、効果的な海洋ごみの回収・処理、県民への普及啓発などの海洋ごみ発生抑制に取り組んでいる。
- ・県、市町による回収事業のほか、ボランティア登録制度による海岸清掃活動の支援、漁協と地元市町の協働による回収・処理事業を実施している。
- ・また、海洋ごみを地域内で有効活用する取組を進めている。
- ・海洋ごみセミナーや体験型学習会の開催等、海洋ごみ削減の機運醸成を図っている。

【実現後の効果】

◇美しく恵み豊かな瀬戸内海・宇和海の環境保全

◇循環型社会の形成

県担当部署：県民環境部 環境局 循環型社会推進課
農林水産部 農業振興局 農地整備課
土木部 河川港湾局 港湾海岸課

国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成 27 年 9 月)

- 2015 年(平成 27 年) 9 月「国連持続可能な開発サミット」で採択されたもので、国連加盟 193 カ国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。
- 17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

ゴール 14 海洋・海洋資源の保全

- 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



えひめプラスチック資源循環戦略(令和2年3月)

海洋・水産県である愛媛県にとってプラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境のみならず水産業や観光業等の幅広い分野に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、プラスチックごみの削減を計画的かつ総合的に推進するため、市町と連携して令和2年3月に策定

○重点戦略 実効的な、プラスチック資源循環の促進と海洋プラスチックごみ対策の推進

(1) プラスチック資源循環の促進

リデュース等の徹底	○ワンウェイプラスチックの使用削減(普及啓発等を通じた意識醸成) ○プラスチック代替製品等の開発・販路開拓・利用促進 ○リユース製品等の利用促進 ○消費者のライフスタイルの変革を通じたリデュース、リユース等の取組の推進
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	○分別回収・リサイクル等の徹底推進 ○適切な店頭回収や拠点回収の推進 ・漁具等の陸域回収の徹底
再生材・バイオプラスチックの利用促進	○需要喚起策(県・市町による率先調達、消費者への普及啓発) ○可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックごみ対策の推進	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ・海岸漂着物等の回収処理 ・代替イノベーションの推進 ・海洋プラスチックごみの実態把握 ・マイクロプラスチックの海洋への流出抑制
-----------------	--

プラごみ対策先進県えひめのブランド化(地域イメージ向上や地場産業の活性化等)

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について



- 令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画を変更(昭和53年4月の策定以降、これまでに平成6年、平成12年、平成27年に変更を実施)
- 法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、新しい時代にふさわしい「里海づくり」を総合的に推進

新・基本計画のポイント

- 各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨
- 気候変動や海洋プラスチックごみといった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進

「瀬戸内海の水質改善」から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ



<基本的な施策>

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	海洋プラスチックごみを含む漂着ごみ等の除去・発生抑制等
水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減、下水道等の整備の促進や管理技術の向上、富栄養化をはじめとする底層環境等の改善、順応的な栄養塩類の管理、水産資源を含む生物の生息環境の整備 等	海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進、プラスチックごみ対策の推進、循環経済への移行 等
沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	気候変動等への対応を旨とした環境IT・タリント、調査研究等の推進
自然海岸の保全及び沿岸域の環境再生、埋立てに係る環境配慮の確保、地域資源の再発見及びエコツーリズムの推進 等	監視測定の充実及び調査研究等の推進、技術開発の促進等、最新の科学的知見に基づく評価 等
	皇親御施策の着実な実施
	環境保全思想の普及及び広域的な連携の強化、情報提供及び広報の充実、環境教育・環境学習の推進 等

